

病院の「個人情報利用目的」等のホームページによる公表の現状

瀬戸 僚馬 国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究所

1. 目的

平成 17 年 4 月に全面施行された個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）では、個人情報の利用目的の通知又は公表、保有個人データに関する事項の公表等について定められた。「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（以下、ガイドライン）」では、これらの公表の手段の一つとしてホームページが挙げられている。ホームページによる公表が謳われたのは、第三者への提供を含む「利用目的」、個人情報保護方針などの「個人情報保護に関する規程」、開示手続きなどの「保有個人データに関する事項」および「苦情への対応を行う体制等」の 4 点である。そこで、この 4 点についてホームページによる公表の現状を調査したので報告する。

2. 方法

日本医療機能評価機構の認定を受けた東京都内の 137 病院（平成 17 年 7 月現在）を対象に、ホームページの開設および、個人情報保護方針、個人情報の利用目的、開示手続きおよび苦情対応の掲載の有無を調査した。

3. 結果

ホームページの開設に関しては、131 病院(95.6%)が行っており、未開設の病院はすべて 400 床未満であった。個人情報保護方針に関しては 64 病院(45.6%)、個人情報の利用目的に関しては 65 病院(49.6%)、開示手続きについては 25 病院(19.1%)が、苦情対応については 68 病院(51.9%)がホームページ上に公表していた。いずれも、400 床以上の病院と、400 床未満の病院間では、公表の割合に有意差は見られなかった。

なお、苦情対応のうち、電話番号が掲載されているものは 14 病院(20.6%)、メールアドレスが掲載されているものは 10 病院(14.7%)に留まった。なお、対応窓口の内訳としては、患者相談窓口が 20 病院(29.4%)、医事課が 14 病院(20.6%)、庶務課など医事課以外の事務部門が 9 病院(13.2%)、MSW 部門が 9 病院(13.2%)、個人情報相談窓口が 3 病院(44.1%)、その他 13 病院(19.1%)であった。

4. 考察

ほとんどの病院がホームページを開設している中で、「個人情報の利用目的」等を公開している病院は半数に留まった。ガイドラインには利用目的について「可能な場合にはホームページへの掲載等の方法により、なるべく広く公表する必要がある。」と明記されている。しかし、公開の有無と病床数との関連性が認められなかったことから、病床規模の多寡によらずホームページへの掲載が可能であることが示唆された。また、苦情対応については、電話・メールアドレスが記載されている病院は四分の一に満たず、来院しなければ苦情相談できない病院が多いことが明らかになった。

5. まとめ

病院の「個人情報の利用目的」等のホームページによる公表はまだ十分とはいえず、より多くの病院が公表するよう改善が求められる。